旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年２月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ＲＨトラベラー北海道株式会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－577号　④ＲＨトラベラー北海道株式会社　札幌市中央区北１条西４丁目２番２号　札幌ノースプラザ11階　代表取締役　阿部顕仁　⑤本社　札幌市中央区北１条西４丁目２番２号　札幌ノースプラザ11階　⑥平成21年12月15日　⑧平成24年12月21日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区北１条西４丁目２番２号　札幌ノースプラザ11階　ＲＨトラベラー北海道株式会社　代表取締役　阿部顕仁

Ｂ　①株式会社旅職人　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5985号　④株式会社旅職人　東京都目黒区碑文谷一丁目３番18号　代表取締役　村上藤一　⑤本社営業所　東京都目黒区碑文谷１丁目３番18号　⑥平成19年12月19日　⑧平成24年12月19日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都目黒区碑文谷一丁目３番18号　株式会社旅職人　代表取締役　村上藤一

Ｃ　①コッツウォルズ・ウィンド・アカデミー株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5299号　④コッツウォルズ・ウィンド・アカデミー株式会社　東京都日野市東平山２丁目18番地の40　代表取締役　吉元誠二郎　⑤本社営業所　東京都杉並区永福３丁目41番18号　⑥平成15年３月27日　⑨平成24年12月18日　⑩750万円　⑪東京都知事　⑫東京都日野市東平山２丁目18番地の40　コッツウォルズ・ウィンド・アカデミー株式会社　代表取締役　吉元誠二郎

Ｂ　①総合ワールドトラベル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3242号　④総合ワールドトラベル株式会社　東京都豊島区東池袋一丁目47番７号　代表取締役　王一仁　⑤本社営業所　東京都豊島区東池袋１－47－７東光ビルアネックス１Ｆ　⑥平成５年１月18日　⑧平成24年12月26日　⑩750万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋一丁目47番７号　総合ワールドトラベル株式会社　代表取締役　王一仁

Ｂ　①有限会社アパメックス（アパメックス　トラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5857号　④有限会社アパメックス　東京都港区三田１丁目11番22号　取締役　ルパニ・ヴァシュデヴ・バグワンダス　⑤本社営業所　東京都港区三田１丁目11番22号ＳＳＴビル２Ｆ　⑥平成19年１月９日　⑧平成24年１月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区恵比寿２丁目28番11号　有限会社アパメックス　取締役　ルパニ・ヴァシュデヴ・バグワンダス

Ｂ　①リストン株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6289号　④リストン株式会社　東京都文京区西片１丁目15番15号　代表取締役　石井論　⑤本社営業所　東京都文京区西片１丁目15番15号　⑥平成22年３月11日　⑧平成24年11月29日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区南青山５丁目４番30号　株式会社ウェブトラベル　代表取締役　石井論

Ｂ　①日本騰飛旅運株式会社　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6437号　④日本騰飛旅運株式会社　東京都台東区蔵前四丁目37番５号　代表取締役　馬蓮芳　⑤本店　東京都台東区蔵前四丁目37番５号メリータウン蔵前７階703号室　⑥平成23年６月９日　⑧平成25年１月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区蔵前四丁目37番５号　日本騰飛旅運株式会社　代表取締役　馬蓮芳

Ｂ　①富士五湖ツアーサービス　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－124号　④株式会社なるみ産業　山梨県南都留郡忍野村内野302番地　代表取締役　後藤萬政　⑤本社営業所　山梨県南都留郡忍野村内野302番地　⑥平成15年１月21日　⑧平成20年１月29日　⑩250万円　⑪山梨県知事　⑫山梨県南都留郡忍野村内野302番地　株式会社なるみ産業　後藤萬政

Ｂ　①有限会社コスモトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1361号　④有限会社コスモトラベル　東大阪市六万寺町１丁目６番29号　代表取締役　西川弘昭　⑤本社営業所　東大阪市六万寺町１丁目６番29号　⑥平成元年１月17日　⑧平成25年１月10日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫東大阪市六万寺町１丁目６番29号　有限会社コスモトラベル　代表取締役　西川弘昭

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成25年２月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①田川竜王トラベル　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－144号　④横溝正枝　下高井郡山ノ内町大字夜間瀬11700－96　⑤本社営業所　下高井郡山ノ内町大字夜間瀬11700－96　⑥昭和46年８月５日　⑦平成24年12月14日　⑧220万円　⑨1100万円